

平成9年7月8日
総長 裁定

平成17年3月9日一部改正
平成19年6月29日一部改正
平成22年3月30日一部改正
平成29年4月28日一部改正
令和3年3月22日一部改正

東京大学技術職員学外技術研修実施要項

1. 趣旨

技術職員に学外（国内に限る。）において技術研修を受けさせることにより、より高度な専門的知識及び新たな技術等を習得させ、能力・資質の向上を図ることを目的とする。

2. 研修内容

高度な技術的創意工夫、開発した技術等の発表又は現在従事している職務と密接な関係にある知識・技術等を習得する。

3. 対象者

技術職員（技術員）で部局長が推薦する者

4. 研修期間

概ね1週間以内とする。

5. 研修先

研修先は、2に掲げる研修内容を満たすと認められる各種研修会、講習会及び学会等を開催する機関とする。

6. 経費

研修に伴う旅費及び研修への参加に必要なものとして研修先が定める費用は、東京大学全学教育研究資金より支出する。

7. 選考

- (1) 別に定める選考基準に基づき総長が選考する。
- (2) 選考の結果は、部局長に通知する。

8. 研修結果の報告

研修者は、研修終了後遅滞なく研修の結果を部局長を経由して総長に報告するものとする。

9. その他

この要項に関する事務は、本部人材育成課において処理する。

附 則

この要項は、平成9年7月8日から実施する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成24年5月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和3年4月1日から実施する。